

豊中市発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊中市、豊中市上下水道局、市立豊中病院が発注する工事（以下「豊中市発注工事」という。）において、建設業法に基づき設置する主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）及び、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に基づく現場代理人の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(監理技術者等の取扱いについて)

第2条 監理技術者等の取扱いについては、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルのとおり取扱うものとする。

2 監理技術者等に専任を要する場合を除き、以下の要件を満たす場合は、経營業務の管理責任者又は、営業所の専任技術者を主任技術者として工事に配置することが出来る。

(1) 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。

(2) 工事現場が営業所と同一市区町村内にあり、工事現場の仕事に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事しうること。

3 建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者にて建設工事を管理する

場合は、契約書の提出時（契約方法が一般競争入札（事後審査）の場合は、入札参加資格事後審査書

類提出時）に、「主任技術者兼務届」（様式1）を提出しなければならない。

4 設置する監理技術者を特例監理技術者としたいときは、「特例監理技術者設置届（様式4）」を提出しなければならない。

(現場代理人の取扱いについて)

第3条 契約書第10条に基づき配置する現場代理人については、入札時において、3カ月以上、直接的恒常的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないものであることとする。

(常駐義務の緩和期間)

第4条 契約書第10条第2項中の「工事現場に常駐し」とは、当該工事のみを担当し、当該工事の作業期間中特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものである。

2 以下の各号のいずれかに該当し、発注者又は監督員と常に携帯電話で連絡が取れ、求めに応じ工事現場に速やかに向かう等の対応が出来る場合は、契約書第10条第3項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

- (4) 契約金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事で、現場説明書において、常駐義務を緩和するとした工事
 - (5) 大阪府都市整備部「週休 2 日工事」実施要領で定める週休 2 日交替制工事を適用することとした工事
 - (6) 前 5 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 3 前項の期間について、現場説明書等にて工事現場着手予定日を明記することとし、契約締結後の打ち合わせにて期間を確定することとする。

（兼任を認める対象工事）

第 5 条 次の各号に掲げる条件いずれかに該当する場合は、工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めない。

- (1) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を一括して管理する場合。
- (2) 技術者に専任を要する工事で、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる等として、監理技術者等の兼務が許可された工事の場合。
- (3) 以下の要件を全て満たす場合
 - 1. 豊中市発注工事であること。
 - 2. 常駐義務の緩和期間であること。
 - 3. 現場説明書等において、兼務が可能であるとされた工事であること。
 - 4. 他の工事の監理技術者等でないこと。（兼務する工事は除く）
 - 5. 同一工事の監理技術者等を兼務している場合において、監理技術者等に専任を要する期間でないこと。
 - 6. 兼務する工事が合計 2 件までであること。
- (4) 災害時等の応急復旧工事に従事する場合

（現場代理人の兼任の申請）

第 6 条 前条の規定により現場代理人を兼務させたいときは、契約書の提出時（契約方法が一般競争入札（事後審査）の場合は、入札参加資格事後審査書類提出時）に、「現場代理人兼務届」（様式 2）を提出しなければならない。

（現場代理人の兼任の取消し）

第 7 条 工事担当課は、現場代理人の兼務が認められた工事において、工事請負契約書に定める職務等を誠実に行われないと判断した場合は、兼任の許可を取消することができる。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札手続き（公告または指名（随意契約を含む））を行う案件より実施する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日より実施する。

附 則

この要領は、令和5年1月4日より実施する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日より実施する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日より実施する。